



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年5月30日金曜日 第2575号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正.....（人事課）... 434

救急病院の協力申出.....（医療対策課）... 435

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....（経営支援課）... 435

表示を要する普通肥料及び表示事項の一部改正.....（農産園芸課）... 436

保安林の指定の解除.....（森林整備課）... 440

公共測量の実施の通知（2件）.....（道路維持課）... 440

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....（東予地方局今治支局環境保全課）... 440

道路の供用開始（県道久米垣生線）.....（中予地方局管理課）... 448

道路の供用開始（県道砥部伊予松山線）.....（"）... 448

建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）... 448

道路の区域変更（一般国道320号）.....（"）... 448

道路の区域変更（県道下鍵山松野線）.....（"）... 449

道路の供用開始（県道下鍵山松野線）.....（"）... 449

道路の区域変更（県道一本松城辺線）.....（南予地方局愛南土木事務所）... 450

公 告

消防防災ヘリコプターの購入.....（消防防災安全課）... 450

人事委員会規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）... 451

公安委員会規則

愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則.....（警察本部運転免許課）... 452

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....（警察本部運転免許課）... 456

公営企業管理規程

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）... 461

雑 報

事後調査報告書について.....（環境政策課）... 462

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第696号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成5年4月愛媛県告示第576号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、平成26年4月1日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額並びに同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成26年5月30日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,308円	13,040円	20歳未満	4,503円	12,935円
20歳以上25歳未満	5,024円	13,040円	20歳以上25歳未満	5,007円	12,935円
25歳以上30歳未満	5,611円	13,447円	25歳以上30歳未満	5,618円	13,634円
30歳以上35歳未満	6,104円	16,281円	30歳以上35歳未満	6,112円	16,130円
35歳以上40歳未満	6,524円	18,834円	35歳以上40歳未満	6,527円	18,535円
40歳以上45歳未満	6,601円	21,784円	40歳以上45歳未満	6,741円	21,911円
45歳以上50歳未満	6,708円	24,532円	45歳以上50歳未満	6,861円	24,455円
50歳以上55歳未満	6,375円	25,376円	50歳以上55歳未満	6,479円	24,995円
55歳以上60歳未満	5,922円	24,114円	55歳以上60歳未満	5,811円	23,171円
60歳以上65歳未満	4,723円	19,167円	60歳以上65歳未満	4,683円	19,816円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,001円	65歳以上70歳未満	3,950円	14,376円
70歳以上	3,930円	13,040円	70歳以上	3,950円	12,935円

○愛媛県告示第697号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成26年 5月30日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	宇和島市賀古町2丁目1番37号	独立行政法人地域医療機能推進機構	平成29年3月31日まで

○愛媛県告示第698号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 5月30日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フジ南久米店	松山市南久米町538外	大規模小売店舗の名称	南久米ショッピングセンター	フジ南久米店	平成24年3月1日	平成26年5月20日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第699号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
フジ南久米店	松山市南久米町538外	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	4箇所	5箇所	平成26年6月20日	平成26年5月20日
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後8時まで	午前6時から午後10時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第700号

表示を要する普通肥料及び表示事項（昭和59年4月愛媛県告示第446号）の一部を次のように改正する。

平成26年 5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
知事の定める普通肥料	知事の定める表示事項	知事の定める普通肥料	知事の定める表示事項
		1 <u>グアニル尿素塩である普通肥料又はこれが原料として使用された普通肥料であつて、グアニル尿素塩に由来する窒素の量が窒素全量の50パーセント以上のもの</u>	この肥料は、水稲以外に使用する場合には、効果が遅くなる場合がありますので注意してください。

<p>1 省略</p>		<p>2 省略</p>	
		<p>3 被覆尿素が原料として使用された普通肥料</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この肥料1袋 キログラム中には、窒素が . キログラム含まれていますが、そのうち被覆尿素(会社生産(輸入)の生(輸(外))第号 x x x)の窒素は、 . キログラムです。</p> </div> <p>注 1 当該肥料の窒素の量は、 当該肥料の窒素全量の保 正味 証成分量(%) 重量 x _____ (Kg) 100 とし、小数点以下3けた目を切り捨てること。</p> <p>2 被覆尿素的窒素の量は、 当該肥料の窒素全量の保 正味 証成分量(%) 重量 x _____ (Kg) 100 被覆尿素からの窒素全量の設 計成分量(%) x _____ 当該肥料の窒素全量の設計成 分量(%) とし、小数点以下3けた目を切り捨てること。</p> <p>3 x x x には、肥料の名称を記載すること。</p> <p>4 被覆尿素が2銘柄以上原料として使用された場合には、被覆尿素的窒素の量は、当該銘柄ごとに記載すること。</p>
		<p>4 蒸製皮革粉(なめし加工をしたものに限る。)、ひまし油かす粉末、たばこくず又は泥炭が原料として使用された魚廃物加工肥料又は混合有機質肥料</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この肥料には、 _____ が入っていますから、飼料には適しません。</p> </div> <p>注 _____ には、蒸製なめし加工皮革粉、ひまし油かす粉末、たばこくず(粉末)又は泥炭のうち原料として使用されたものを記載すること。</p>
<p>2 省略</p>		<p>5 省略</p>	
		<p>6 被覆複合肥料が原料として使用された普通肥料</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この肥料1袋 キログラム中には、窒素が . キログラム、りん酸が . キログラム、加里が . キログラム含まれていますが、そ</p> </div>

のうち被覆複合肥料(会社生産
(輸入)の生(輸(外))第 号
×××)の窒素は . キログラ
ム、りん酸は . キログラム、加
里は . キログラムです。

注 1 当該肥料の窒素、りん酸又は
加里の量は、それぞれにつ
いて、

$$\frac{\text{当該肥料の最も大きい保
正味 証成分量(%)}}{\text{重量} \times \frac{100}{(\text{Kg})}}$$

とし、小数点以下3けた目を切
り捨て、また、保証していない
主成分については記載しないこ
と。

2 被覆複合肥料の窒素、りん酸
又は加里の量は、それぞれにつ
いて、

$$\frac{\text{当該肥料の最も大きい保
正味 証成分量(%)}}{\text{重量} \times \frac{100}{(\text{Kg})}}$$

$$\times \frac{\text{被覆複合肥料からの最も大き
い設計成分量(%)}}{\text{当該肥料の最も大きい設計成
分量(%)}}$$

とし、小数点以下3けた目を切
り捨て、また、保証していない
主成分については記載しないこ
と。

3 ×××には、肥料の名称を記
載すること。

4 被覆複合肥料が2銘柄以上原
料として使用された場合には、
被覆複合肥料の窒素、りん酸又
は加里の量は、当該銘柄ごとに
記載すること。

7 鉱さいけい
酸質肥料が原
料として使用
された普通肥
料(原料が鉱
さいけい酸質
肥料に限られ
たもの及び化
学的操作を加
えたものを除
く。)

1 この肥料中の鉱さいけい酸質肥料
の使用割合は、パーセント(成
分換算量:可溶性けい酸パーセ
ント、アルカリ分パーセント)
です。

2 原料として使用された鉱さいけい
酸質肥料は、を原料として使
用し、.....あります。

注 1 鉱さいけい酸質肥料の使用割
合は、重量百分率とし、小数点
以下を切り捨てること。

2 可溶性けい酸及びアルカリ分

の成分換算量は、それぞれについて、
 当該肥 銹さいけい酸質肥料か
 料の保 らの設計成分量(%)
 証成分 × _____
 量(%) 当該肥料の設計成分量
 (%)
 とし、小数点以下を切り捨てる
 こと。

3 _____には、「製銹銹さい」
 等公定規格で想定している銹さ
 いの種類名を記載すること。

4 _____には、
 (1) 2,000ミクロンの網ふるい
 を全通し、590ミクロンの網
 ふるいを85パーセント以上通
 過する肥料については「微細
 に粉碎して」と、この肥料を
 造粒したもののについては「微
 細品を造粒して」と記載する
 こと。

(2) (1)以外の肥料のうち、造粒
 していないものについては
 「多少粗く粉碎して」と、造
 粒しているものについては
 「粗碎品を造粒して」と記載
 すること。

3 省略

4 動物由来たん
 白質（飼料
 及び飼料添加
 物の成分規格
 等に関する省
 令（昭和51年
 農林省令第35
 号）別表第1
 の2の(1)の
 ア、イ又はウ
 に定めるほ乳
 動物由来たん
 白質、家きん
 由来たん白質
 又は魚介類由
 来たん白質を
 いう。）が原
 料として使用
 された普通肥
 料（6の項に
 掲げるものを
 除く。）

省略

5 チオ硫酸ア
 ンモニウムが

この肥料には、チオ硫酸アンモニウ

8 省略

9 動物由来たん
 白質（飼料
 及び飼料添加
 物の成分規格
 等に関する省
 令（昭和51年
 農林省令第35
 号）別表第1
 の1の(1)の
 ケ、コ又はサ
 に定めるほ乳
 動物由来たん
 白質、家きん
 由来たん白質
 又は魚介類由
 来たん白質を
 いう。）が原
 料として使用
 された普通肥
 料 _____

省略

原料として使
用された液状
窒素肥料又は
液状複合肥料

ムが入っていますから、過剰施用に注
意するとともに、施用後一週間以内は
播種しないでください。

6 牛由来の原
料を原料とし
て生産された
肉骨粉又は当
該肉骨粉を原
料として生産
された普通肥
料

この肥料には、牛由来たん白質が入
っていますから、家畜等の口に入らな
いところで保管・使用し、家畜等に与
えたり、牧草地等に施用したりしな
いでください。

○愛媛県告示第701号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、
次のように保安林の指定を解除する。

平成26年 5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町僧都878の14
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第702号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第
14条第1項の規定に基づき、国土交通大臣から次のとおり公共測量
を実施する旨の通知があった。

平成26年 5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（国土調査補助基準点測量）
- 2 作業期間 平成26年 6月 1日から
平成27年 3月31日まで
- 3 作業地域 八幡浜市

○愛媛県告示第703号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第
14条第1項の規定に基づき、四国中央市長から次のとおり公共測量
を実施する旨の通知があった。

平成26年 5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（MMS測量）
- 2 作業期間 平成26年 5月30日から
平成27年 1月30日まで
- 3 作業地域 四国中央市内

○愛媛県告示第704号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。

以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造
等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定す
る書面は、愛媛県今治保健所及び今治市役所において告示の日から
3週間公衆の縦覧に供する。

平成26年 5月30日

愛媛県今治保健所長 富 田 直 明

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
太陽石油株式会社
東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
代表取締役社長 岡 豊
- 2 事業場の名称及び所在地
太陽石油株式会社 四国事業所
今治市菊間町種4070番地2
- 3 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第37
号口及び第51号イ、ロ、ハ
- 4 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び汚水等の量並びに排水の汚染状態
の変更
- 5 特定施設に関する事項
(1) 分離装置高温分離槽

		変 更 前	変 更 後
特 定 施 設 の 能 力		4,881 t / 日	4,881 t / 日
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値（単位は 全て1リッ トルにつき ミリグラ ム）	化学的酸素 要求量	通常 450 最大 540	通常 400 最大 600
	浮遊物質 量	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10
	窒素含有 量	通常 30 最大 30	通常 30 最大 30
	りん含有 量	通常 0.2 最大 0.3	通常 0.2 最大 0.3

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1 最大 7	通常 1 最大 7
----------------------------	--------------	--------------

(2) 分離装置低温分離槽

		変 更 前	変 更 後
特 定 施 設 の 能 力		110t / 日	110t / 日
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	化学的酸素要求量	通常 450 最大 540	通常 400 最大 600
	浮遊物質質量	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10
	窒素含有量	通常 23 最大 30	通常 20 最大 30
	りん含有量	通常 0.2 最大 0.3	通常 0.2 最大 0.3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 109 最大 122	通常 110 最大 130

(3) 分離装置スタビライザー塔頂分離槽

		変 更 前	変 更 後
特 定 施 設 の 能 力		1,448t / 日	1,448t / 日
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	化学的酸素要求量	通常 510 最大 610	通常 500 最大 600
	浮遊物質質量	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10
	窒素含有量	通常 23 最大 30	通常 20 最大 30
	りん含有量	通常 0.2 最大 0.3	通常 0.2 最大 0.3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 10 最大 13	通常 10 最大 20

(4) 分離装置水分離槽

		変 更 前	変 更 後
特 定 施 設 の 能 力		1,620t / 日	1,620t / 日
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値(単位は	化学的酸素要求量	通常 740 最大 890	通常 800 最大 1,000
	浮遊物質質量	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10

全て1リットルにつきミリグラム)	窒素含有量	通常 23 最大 30	通常 20 最大 30
	りん含有量	通常 0.2 最大 0.3	通常 0.2 最大 0.3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1 最大 3	通常 1 最大 3

(5) 分離装置エジェクターコンデンサイト受槽

		変 更 前	変 更 後
特 定 施 設 の 能 力		連 続	連 続
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	化学的酸素要求量	通常 110 最大 130	通常 100 最大 200
	浮遊物質質量	通常 4 最大 8	通常 5 最大 10
	窒素含有量	通常 23 最大 30	通常 20 最大 30
	りん含有量	通常 0.2 最大 0.3	通常 0.2 最大 0.3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 29 最大 35	通常 30 最大 40

(6) 脱塩施設第1脱塩槽

		変 更 前	変 更 後
特 定 施 設 の 能 力		11,131立方メートル/日	11,131立方メートル/日
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	化学的酸素要求量	通常 106 最大 186	通常 120 最大 200
	浮遊物質質量	通常 43 最大 84	通常 120 最大 200
	窒素含有量	通常 13 最大 22	通常 20 最大 30
	りん含有量	通常 0.1 最大 0.2	通常 0.1 最大 0.3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 553 最大 561	通常 660 最大 660

(7) 脱塩施設第2脱塩槽

		変 更 前	変 更 後
特 定 施 設 の 能 力		11,131立方メートル/日	11,131立方メートル/日

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	化学的酸素要求量	通常 106 最大 186	通常 120 最大 200
	浮遊物質	通常 43 最大 84	通常 120 最大 200
	窒素含有量	通常 13 最大 22	通常 20 最大 30
	りん含有量	通常 0.1 最大 0.2	通常 0.1 最大 0.3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 1,671 最大 1,695	通常 1,671 最大 1,695

(8) 脱塩施設スプリッター脱塩装置

		変更前	変更後
特定施設の能力		4,770立方メートル/日	4,770立方メートル/日
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	化学的酸素要求量	通常 106 最大 186	通常 120 最大 200
	浮遊物質	通常 43 最大 84	通常 120 最大 200
	窒素含有量	通常 13 最大 22	通常 20 最大 30
	りん含有量	通常 0.1 最大 0.2	通常 0.1 最大 0.3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 144 最大 144	通常 150 最大 150

(9) 脱塩施設第1脱塩槽(2)

		変更前	変更後
特定施設の能力		5,088立方メートル/日	5,088立方メートル/日
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	化学的酸素要求量	通常 103 最大 138	通常 120 最大 200
	浮遊物質	通常 103 最大 161	通常 120 最大 200
	窒素含有量	通常 16 最大 19	通常 20 最大 30
	りん含有量	通常 0.2 最大 0.3	通常 0.2 最大 0.3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 254 最大 331	通常 300 最大 300

(10) 脱塩施設第2脱塩槽(2)

		変更前	変更後
特定施設の能力		5,088立方メートル/日	5,088立方メートル/日
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	化学的酸素要求量	通常 103 最大 138	通常 120 最大 200
	浮遊物質	通常 103 最大 161	通常 120 最大 200
	窒素含有量	通常 16 最大 19	通常 20 最大 30
	りん含有量	通常 0.2 最大 0.3	通常 0.2 最大 0.3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 898 最大 1,168	通常 898 最大 1,168

(11) 原油常圧蒸留施設第1常圧蒸留装置

		変更前	変更後
特定施設の能力		10,511立方メートル/日	10,511立方メートル/日
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	化学的酸素要求量	通常 92 最大 173	通常 100 最大 200
	浮遊物質	通常 12 最大 23	通常 20 最大 30
	窒素含有量	通常 12 最大 21	通常 20 最大 30
	りん含有量	通常 0.1 最大 0.2	通常 0.1 最大 0.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 110 最大 130	通常 110 最大 130

(12) 原油常圧蒸留施設原油スプリッター装置

		変更前	変更後
特定施設の能力		4,770立方メートル/日	4,770立方メートル/日
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	化学的酸素要求量	通常 92 最大 173	通常 100 最大 200
	浮遊物質	通常 12 最大 23	通常 20 最大 30
	窒素含有量	通常 12 最大 21	通常 20 最大 30

ム)	りん含有量	通常 0.1 最大 0.2	通常 0.1 最大 0.2
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 11 最大 11	通常 11 最大 11

(13) 原油常圧蒸留施設第2常圧蒸留装置

		変 更 前	変 更 後
特 定 施 設 の 能 力		5,088立方メートル/日	5,088立方メートル/日
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	化学的酸素要求量	通常 92 最大 184	通常 100 最大 200
	浮遊物質量	通常 11 最大 17	通常 20 最大 30
	窒素含有量	通常 30 最大 60	通常 20 最大 30
	りん含有量	通常 0.1 最大 0.2	通常 0.1 最大 0.2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 178 最大 197	通常 150 最大 150

(14) 脱硫施設灯軽油水素化脱硫装置

		変 更 前	変 更 後
特 定 施 設 の 能 力		2,703立方メートル/日	2,703立方メートル/日
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	化学的酸素要求量	通常 735 最大 735	通常 700 最大 700
	浮遊物質量	通常 37 最大 78	通常 10 最大 10
	窒素含有量	通常 10 最大 15	通常 10 最大 20
	りん含有量	通常 0.02 最大 0.03	通常 0.1 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 79 最大 107	通常 100 最大 110

(15) 脱硫施設軽油深度脱硫装置

		変 更 前	変 更 後
特 定 施 設 の 能 力		4,769立方メートル/日	4,769立方メートル/日
特定施設から排出され	化学的酸素要求量	通常 500 最大 500	通常 500 最大 500

る汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	浮遊物質量	通常 10 最大 10	通常 10 最大 10
	窒素含有量	通常 20 最大 20	通常 10 最大 20
	りん含有量	通常 0.03 最大 0.03	通常 0.1 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 135 最大 135	通常 140 最大 140

(16) 脱硫施設原料油供給槽

		変 更 前	変 更 後
特 定 施 設 の 能 力		2,070立方メートル/日	2,440立方メートル/日
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	化学的酸素要求量	通常 0.5 最大 0.5	通常 1 最大 1
	浮遊物質量	通常 1未満 最大 1未満	通常 1 最大 1
	窒素含有量	通常 0.1 最大 0.1	通常 1 最大 1
	りん含有量	通常 0.02 最大 0.02	通常 0.1 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0 最大 15	通常 10 最大 20

(17) 脱硫施設分離塔還流槽

		変 更 前	変 更 後
特 定 施 設 の 能 力		1,270立方メートル/日	1,490立方メートル/日
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	化学的酸素要求量	通常 0.5 最大 0.5	通常 1 最大 1
	浮遊物質量	通常 1未満 最大 1未満	通常 1 最大 1
	窒素含有量	通常 0.1 最大 0.1	通常 1 最大 1
	りん含有量	通常 0.02 最大 0.02	通常 0.1 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0 最大 7	通常 10 最大 10

(18) 脱硫施設水添脱硫製品分離槽

		変 更 前		変 更 後	
特定施設の能力		1,490立方メートル/日		1,870立方メートル/日	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	化学的酸素要求量	通常 0.5 最大 0.5	通常 1 最大 1	通常 1 最大 1	通常 1 最大 1
	浮遊物質	通常 1未満 最大 1未満	通常 1 最大 1	通常 1 最大 1	通常 1 最大 1
	窒素含有量	通常 0.1 最大 0.1	通常 1 最大 1	通常 1 最大 1	通常 1 最大 1
	りん含有量	通常 0.02 最大 0.02	通常 0.1 最大 0.1	通常 0.1 最大 0.1	通常 0.1 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 96 最大 96	通常 100 最大 100	通常 100 最大 100	通常 100 最大 100

(19) 脱硫施設スタビライザー還流槽

		変 更 前		変 更 後	
特定施設の能力		260立方メートル/日		310立方メートル/日	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	化学的酸素要求量	通常 0.5 最大 0.5	通常 1 最大 1	通常 1 最大 1	通常 1 最大 1
	浮遊物質	通常 1未満 最大 1未満	通常 1 最大 1	通常 1 最大 1	通常 1 最大 1
	窒素含有量	通常 0.1 最大 0.1	通常 1 最大 1	通常 1 最大 1	通常 1 最大 1
	りん含有量	通常 0.02 最大 0.02	通常 0.1 最大 0.1	通常 0.1 最大 0.1	通常 0.1 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 0 最大 10	通常 10 最大 20	通常 10 最大 20	通常 10 最大 20

6 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 排水ストリッパー(No.1 1FWU)

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量	通常 777 最大 904	通常 70 最大 81	通常 796 最大 982	通常 53 最大 66
	浮遊物質	通常 13 最大 26	通常 1未満 最大 1.3	通常 7.4 最大 8.1	通常 7.4 最大 8.1
	窒素含有量	通常 373 最大 454	通常 1.9 最大 2.3	通常 56 最大 81	通常 2.8 最大 4

	りん含有量	通常 0.1 最大 0.1	通常 0.1 最大 0.1	通常 0.1 最大 0.1	通常 0.1 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 396 最大 425	通常 396 最大 425	通常 490 最大 560	通常 490 最大 560

(2) 排水ストリッパー(No.3 3FWU)

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量	通常 272 最大 393	通常 5.4 最大 7.9	通常 247 最大 487	通常 32 最大 63
	浮遊物質	通常 3.5 最大 8.1	通常 3.5 最大 8.1	通常 3.6 最大 9.3	通常 3.6 最大 9.3
	窒素含有量	通常 17 最大 26	通常 0.8 最大 1.3	通常 15 最大 28	通常 15 最大 28
	りん含有量	通常 0.2 最大 0.3	通常 0.2 最大 0.3	通常 0.4 最大 0.4	通常 0.4 最大 0.4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 216 最大 216	通常 216 最大 216	通常 216 最大 216	通常 216 最大 216

(3) C P I オイルセパレーター(No.4 1C P I)

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量	通常 52 最大 79	通常 52 最大 79	通常 64 最大 98	通常 64 最大 98
	浮遊物質	通常 52 最大 92	通常 52 最大 92	通常 64 最大 98	通常 64 最大 98
	窒素含有量	通常 12 最大 15	通常 12 最大 15	通常 12 最大 16	通常 12 最大 16
	りん含有量	通常 0.1 最大 0.2	通常 0.1 最大 0.2	通常 0.1 最大 0.2	通常 0.1 最大 0.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 512 最大 589	通常 512 最大 589	通常 570 最大 620	通常 570 最大 620

(4) C P I オイルセパレーター(No.6 3C P I)

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量	通常 23 最大 34	通常 23 最大 34	通常 24 最大 40	通常 24 最大 40

の汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	浮遊物質量	通常 63 最大 95	通常 1未満 最大 1.4	通常 49 最大 78	通常 49 最大 78
	窒素含有量	通常 23 最大 34	通常 6.6 最大 9.8	通常 19 最大 32	通常 19 最大 32
	りん含有量	通常 0.8 最大 1.2	通常 0.8 最大 1.2	通常 1.7 最大 2.7	通常 1.7 最大 2.7
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 731 最大 765	通常 731 最大 765	通常 946 最大 1,026	通常 946 最大 1,026

(5) C P Iオイルセパレーター (No.7 4 C P I)

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量	通常 75 最大 136	通常 75 最大 136	通常 88 最大 153	通常 88 最大 153
	浮遊物質量	通常 26 最大 49	通常 26 最大 49	通常 72 最大 119	通常 72 最大 119
	窒素含有量	通常 12 最大 23	通常 12 最大 23	通常 9.9 最大 15	通常 9.9 最大 15
		通常 0.1 最大 0.2	通常 0.1 最大 0.2	通常 0.1 最大 0.2	通常 0.1 最大 0.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 1,296 最大 1,343	通常 1,296 最大 1,343	通常 1,420 最大 1,440	通常 1,420 最大 1,440

(6) 曝気槽 (No.12 V - 2914)

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量	通常 97 最大 181	通常 87 最大 163	通常 107 最大 200	通常 107 最大 200
	浮遊物質量	通常 22 最大 39	通常 22 最大 39	通常 56 最大 88	通常 56 最大 88
	窒素含有量	通常 20 最大 37	通常 20 最大 37	通常 20 最大 30	通常 2 最大 3
		通常 0.1 最大 0.2	通常 0.1 最大 0.2	通常 0.1 最大 0.2	通常 0.1 最大 0.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 443 最大 482	通常 443 最大 482	通常 421 最大 441	通常 421 最大 441

(7) 凝集沈殿処理装置 (No.13 凝集沈殿処理装置)

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量	通常 74 最大 129	通常 15 最大 26	通常 81 最大 136	通常 81 最大 136
	浮遊物質量	通常 28 最大 52	通常 1未満 最大 1	通常 68 最大 109	通常 14 最大 22
	窒素含有量	通常 17 最大 28	通常 13 最大 23	通常 11 最大 16	通常 11 最大 16
		通常 0.6 最大 0.9	通常 0.5 最大 0.7	通常 0.2 最大 0.4	通常 0.2 最大 0.4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 861 最大 967	通常 861 最大 967	通常 1,370 最大 1,390	通常 1,370 最大 1,390

(8) 活性炭吸着処理 (No.14 活性炭処理装置)

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量	通常 15 最大 26	通常 3 最大 5.2	通常 81 最大 136	通常 16 最大 27
	浮遊物質量	通常 1未満 最大 1	通常 1未満 最大 1	通常 14 最大 22	通常 14 最大 22
	窒素含有量	通常 13 最大 23	通常 12 最大 20	通常 11 最大 16	通常 11 最大 16
		通常 0.5 最大 0.7	通常 0.4 最大 0.6	通常 0.2 最大 0.4	通常 0.2 最大 0.4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 861 最大 967	通常 861 最大 967	通常 1,370 最大 1,390	通常 1,370 最大 1,390

(9) 排水ストリッパー (No.16 4 F W U)

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量	通常 516 最大 677	通常 382 最大 501	通常 393 最大 536	通常 315 最大 429
	浮遊物質量	通常 18 最大 24	通常 18 最大 24	通常 12 最大 17	通常 12 最大 17
	窒素含有量	通常 870 最大 1,142	通常 52 最大 69	通常 591 最大 822	通常 36 最大 49

	りん含有量	通常 0.9 最大 1.1	通常 0.9 最大 1.1	通常 0.9 最大 1.2	通常 0.9 最大 1.2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 698 最大 982	通常 698 最大 982	通常 1,030 最大 1,200	通常 1,030 最大 1,200

(10) 超高速凝縮沈殿装置 (No.18 ME - 9873)

		変更前		変更後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	化学的酸素要求量	通常 100 最大 100	通常 100 最大 100	通常 100 最大 100	通常 100 最大 100
	浮遊物質	通常 120 最大 120	通常 25 最大 25	通常 120 最大 120	通常 25 最大 25
	窒素含有量	通常 6 最大 6	通常 6 最大 6	通常 6 最大 6	通常 6 最大 6
	りん含有量	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.1未満 最大 0.1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 600 最大 600	通常 576 最大 576	通常 600 最大 600	通常 576 最大 576

(11) 生物処理水槽 (No.19 T - 9875A / B / C / D)

		変更前		変更後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	化学的酸素要求量	通常 63 最大 96	通常 12 最大 19	通常 69 最大 96	通常 14 最大 19
	浮遊物質	通常 10,000 最大 10,000	通常 10,000 最大 10,000	通常 10,000 最大 10,000	通常 10,000 最大 10,000
	窒素含有量	通常 15 最大 19	通常 3.2 最大 4.2	通常 14 最大 17	通常 3 最大 3.7
	りん含有量	通常 0.8 最大 0.9	通常 1.6 最大 1.8	通常 0.9 最大 1	通常 1.3 最大 1.4
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 904 最大 1,068	通常 904 最大 1,068	通常 935 最大 1,085	通常 935 最大 1,085

(12) 生物処理水槽 (No.20 T - 9876A / B / C / D)

		変更前		変更後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	化学的酸素要求量	通常 63 最大 96	通常 12 最大 19	通常 69 最大 96	通常 14 最大 19

の汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	浮遊物質	通常 10,000 最大 10,000	通常 10,000 最大 10,000	通常 10,000 最大 10,000	通常 10,000 最大 10,000
	窒素含有量	通常 15 最大 19	通常 3.2 最大 4.2	通常 14 最大 17	通常 3 最大 3.7
	りん含有量	通常 0.8 最大 0.9	通常 1.6 最大 1.8	通常 0.9 最大 1	通常 1.3 最大 1.4
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 904 最大 1,068	通常 904 最大 1,068	通常 935 最大 1,085	通常 935 最大 1,085

(13) 膜ユニット (No.21 ME - 9878 A / B / C / D / E)

		変更前		変更後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	化学的酸素要求量	通常 12 最大 19	通常 12 最大 19	通常 14 最大 19	通常 14 最大 19
	浮遊物質	通常 10,000 最大 10,000	通常 1未満 最大 1未満	通常 10,000 最大 10,000	通常 1未満 最大 1未満
	窒素含有量	通常 3.2 最大 4.2	通常 3.2 最大 4.2	通常 3 最大 3.7	通常 3 最大 3.7
	りん含有量	通常 1.6 最大 1.8	通常 1.6 最大 1.8	通常 1.3 最大 1.4	通常 1.3 最大 1.4
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1,808 最大 2,135	通常 1,808 最大 2,135	通常 1,870 最大 2,170	通常 1,870 最大 2,170

(14) 活性炭吸着処理 (No.22 V - 9879A / B)

		変更前		変更後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値(単位は全て1リットルにつきミリグラム)	化学的酸素要求量	通常 12 最大 19	通常 7 最大 7	通常 14 最大 19	通常 7 最大 7
	浮遊物質	通常 1未満 最大 1未満	通常 1未満 最大 1未満	通常 1未満 最大 1未満	通常 1未満 最大 1未満
	窒素含有量	通常 3.2 最大 4.2	通常 3.2 最大 4.2	通常 3 最大 3.7	通常 3 最大 3.7
	りん含有量	通常 1.6 最大 1.8	通常 1.6 最大 1.8	通常 1.3 最大 1.4	通常 1.3 最大 1.4
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1,808 最大 2,135	通常 1,808 最大 2,135	通常 1,870 最大 2,170	通常 1,870 最大 2,170

(15) 活性炭吸着処理 (No.23 V - 9880A / B)

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値（単位は全て1リットルにつきミリグラム）	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量	通常 20 最大 26	通常 17 最大 17	通常 25 最大 33	通常 17 最大 17
	浮遊物質量	通常 20 最大 26	通常 20 最大 26	通常 20 最大 26	通常 20 最大 26
	窒素含有量	通常 30 最大 39	通常 30 最大 39	通常 30 最大 39	通常 30 最大 39
	りん含有量	通常 0.7 最大 0.9	通常 0.7 最大 0.9	通常 2 最大 2.6	通常 2 最大 2.6
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 607 最大 785	通常 607 最大 785	通常 700 最大 800	通常 700 最大 800

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1工場排水

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.5~8.5 最大 7.0~8.6	通常 7.5~8.5 最大 7.0~8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.5 最大 2	通常 2 最大 5
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8 最大 11	通常 8 最大 11
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.6 最大 1.4	通常 1 最大 3
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.2 最大 0.2	通常 0.2 最大 0.5
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 36,381 最大 40,977	通常 33,000 最大 43,000

(2) No.2工場排水

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.5~8.5 最大 7.0~9.0	通常 7.5~8.5 最大 7.0~9.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 4.4 最大 5.2	通常 6 最大 10
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8 最大 11	通常 8 最大 11

	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.1 最大 3.5	通常 3 最大 13
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.2 最大 0.2	通常 0.2 最大 1
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 19,622 最大 24,809	通常 20,000 最大 30,000

(3) No.3工場排水

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.5~8.5 最大 7.0~9.0	通常 7.5~8.5 最大 7.0~9.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.6 最大 2.5	通常 3 最大 10
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8 最大 11	通常 8 最大 11
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.7 最大 1.4	通常 1 最大 13
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.2 最大 0.2	通常 0.2 最大 1
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 64,939 最大 82,896	通常 80,000 最大 96,000

(4) No.4工場排水

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.5~8.5 最大 7.0~9.0	通常 7.5~8.5 最大 7.0~9.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.5 最大 2	通常 2 最大 5
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8 最大 11	通常 8 最大 11
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.6 最大 1.4	通常 1 最大 3
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.2 最大 0.2	通常 0.2 最大 0.5
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 49,017 最大 59,689	通常 55,000 最大 68,000

(5) No.5工場排水

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.5~8.5 最大 7.0~9.0	通常 7.5~8.5 最大 7.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.9 最大 4	通常 3 最大 10
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 11	通常 8 最大 11

窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 2	通常 1 最大 13
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 0.2	通常 0.2 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 85,695 最大 111,980	通常 77,000 最大 93,000

備考 その他に雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第705号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 5 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市保免上二丁目299番3から 同市保免中二丁目301番2まで	平成26年 5 月30日

○愛媛県告示第706号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 5 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	砥部伊予松山線	伊予郡松前町大字鶴吉523番6から 同大字527番8まで	平成26年 5 月30日

○愛媛県告示第707号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年 5 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般-24)第8308号	平成24年 7月2日	金澤豊製作所	金澤 敏明	宇和島市津島町岩松1289-1	平成26年 4月9日	内装仕上工事業	建設業の廃止
(般-23)第6615号	平成24年 2月13日	(有)児島建設	児島 洋裕	南宇和郡愛南町須ノ川1059	平成26年 4月14日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-23)第13429号	平成23年 6月24日	(有)豊栄工業	木村 栄樹	八幡浜市保内町喜木1-470	平成26年 4月23日	とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-22)第7467号	平成22年 12月23日	(有)大塚建設	大塚 俊雄	宇和島市山際4-1-30	平成26年 4月30日	土木工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第708号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	320号	北宇和郡鬼北町大字奈良1番3から 同町大字北川325番2まで	旧	メートル 7.2~35.0 16.0~49.0	キロメートル 0.374 0.304	
			新	16.0~49.0	0.304	

○愛媛県告示第709号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	下鍵山松野線	北宇和郡鬼北町大字川上1689番3から 同大字1698番4まで	旧	メートル 2.9~7.4	キロメートル 0.066	
			新	5.7~15.7	0.066	
"	"	北宇和郡鬼北町大字広見847番2	旧	4.0~5.4	0.017	
			新	7.0~8.0	0.017	
"	"	北宇和郡鬼北町大字広見158番地先から 同大字176番2まで	旧	4.6~6.0	0.061	
			新	6.8~8.2	0.061	
"	"	北宇和郡鬼北町大字広見194番2地先から 同大字210番地先まで	旧	4.0~7.4	0.063	
			新	9.0~15.0	0.063	
"	"	北宇和郡鬼北町大字広見212番2から 同大字217番まで	旧	3.8~7.4	0.075	
			新	6.0~12.2	0.075	
"	"	北宇和郡鬼北町大字広見463番から 同町大字小倉551番地先まで	旧	3.4~8.2	0.233	
			新	6.2~17.0	0.232	
"	"	北宇和郡鬼北町大字興野々619番2から 同大字623番4まで	旧	9.4~11.0	0.116	
			新	16.4~19.6	0.116	

○愛媛県告示第710号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	下鍵山松野線	北宇和郡鬼北町大字川上1689番3から 同大字1698番4まで	平成26年 5月30日
"	"	北宇和郡鬼北町大字広見847番2	"

"	"	北宇和郡鬼北町大字広見158番地先から 同大字176番 2 まで	"
"	"	北宇和郡鬼北町大字広見194番 2 地先から 同大字210番地先まで	"
"	"	北宇和郡鬼北町大字広見212番 2 から 同町同大字217番まで	"
"	"	北宇和郡鬼北町大字広見220番 2 から 同大字240番 2 まで	"
"	"	北宇和郡鬼北町大字広見463番から 同町大字小倉551番地先まで	"
"	"	北宇和郡鬼北町大字興野々619番 2 から 同大字623番 4 まで	"

○愛媛県告示第711号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成26年 5 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町小山1501番 2 から 同町小山1439番地先まで	旧	メートル 4 5 ~ 24 8	キロメートル 0 620	
			新	4 5 ~ 24 8 4 5 ~ 30 3	0 620 0 391	

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年 5 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
消防防災ヘリコプターの購入
- (2) 購入物品名及び数量
消防防災ヘリコプター（装備品等含む。） 一式
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書による
- (4) 納入期限
平成28年 3 月31日
- (5) 納入場所
入札説明書による
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積

もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度から平成28年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

なお、上記資格を有しない者が、本件入札に参加を希望するときは、資格審査を求める申請書類を 3 (5) に掲げる場所に提出し、開札日までに、上記資格を得ること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札をする日において、知事が行う指名停止の期間中でない者であること。
- (3) 本件購入物品と同種で同程度の規模であると認められる契約を、国又は地方公共団体と締結し、公告の日を基準日とし、過去 5 年の間にその履行を完了した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課消防係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話番号 089 941 2111（代表）089 912 2316（直通）
- (2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は平成26年7月10日(木)正午までに(1)に掲げる場所に郵送等(書留もしくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ)により提出すること。

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、公告日から同年6月20日(金)までの間に、インターネットの愛媛県公式ホームページ(入札情報内の本件記事)から入手すること。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

公告日から同年6月20日(金)までの日(土、日曜を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 開札の日時及び場所

平成26年7月10日(木)午後2時
愛媛県庁第二別館5階 入札室

(5) 資格審査に関する照会先並びに申請書提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 089 941 2111(代表)089 912 2770(直通)

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

本件入札に参加を希望する者は、事前に、入札参加資格確認申請書を、次の事項のとおり提出すること。

なお、当該申請書の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

平成26年6月20日(金)午後5時まで、3(1)に掲げる場

所に持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による取扱い

郵送等により提出する場合は、平成26年6月20日(金)午後5時まで、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本件購入物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 契約の成立

この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、愛媛県議会の議決を得たときに、本契約として成立する。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Fire rescue Helicopter , 1 set

(2) Time limit of tender: 2:00 p.m . , 10 July 2014
(Time limit of tender by registered mail: 0:00 p.m . , 10 July 2014)

(3) For further information , please contact: Firefighting Section , Traffic Safety , Fire and Disaster Prevention Division , Disaster Prevention Subdepartment , Public Affairs and Environment Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2316

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 171

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年5月30日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(愛媛県人事委員会規則13 - 17)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
委託地 方公共 団体	機 関	職	委託地 方公共 団体	機 関	職
省略			省略		

久万高 原町	省略			
	町長 部局	省略		
		出先 機関	省略	
			病院	院長 _____ 副院長 事務局 長 看護部長 _____
省略				
省略				
松前町	省略			
	町長 部局	本庁	部長 理事 課(室)長 会計管 理者 総務課長補佐 財政課長補 佐(予算を担当するものに限 る。) 総務課職員係長 財政課 財政係長	
		省略		
省略				
省略				
伊方町	省略			
	町長 部局	本庁	課長 課付課長 会計管理者 総 務課総務管理室長 財政課財政管 理室長 総務課主任(人事を担当 するものに限る。) 財政課主任 (予算を担当するものに限る。)	
		省略		
省略				
省略				
愛南町	省略			
	町長 部局	本庁	課(室)長 会計管理者 農業支 援センター長 総務課長補佐(人 事を担当するものに限る。) 企 画財政課長補佐(予算を担当す るものに限る。) 総務課職員係長 企画財政課財政係長	
		省略		
省略				
省略				

備考 省略

久万高 原町	省略			
	町長 部局	省略		
		出先 機関	省略	
			病院	統括院長 院長 副院長 事務局 長 総看護師長 _____
省略				
省略				
松前町	省略			
	町長 部局	本庁	部長 理事 課長 _____ 会計管 理者 総務課長補佐 財政課長補 佐(予算を担当するものに限 る。) 総務課職員係長 財政課 財政係長	
		省略		
省略				
省略				
伊方町	省略			
	町長 部局	本庁	課長 課付課長 会計管理者 総 務課総務管理室長 _____ 総務課主任(人事を担当 するものに限る。) 財政課主任 (予算を担当するものに限る。)	
		省略		
省略				
省略				
愛南町	省略			
	町長 部局	本庁	課(室)長 会計管理者 農業支 援センター長 総務課長補佐(人 事を担当するものに限る。) 企 画財政課長補佐 _____ 総務課職員係長 企画財政課財政係長	
		省略		
省略				
省略				

備考 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第6号

愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 5月30日

愛媛県公安委員会委員長 山 本 泰 正

愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則

(愛媛県道路交通規則の一部改正)

第1条 愛媛県道路交通規則(昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公安委員会にする申請等)</p> <p>第1条 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)及びこの規則の規定により愛媛県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に申請、届出その他の手続をしようとする者は、次に掲げるもの及び別に定めがあるものを除き、その者の住所地を管轄する警察署(法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請については、その者の住所地を管轄する警察署(松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署及び伊予警察署(以下「松山東警察署等」という。)を除く。)、新居浜警察署、今治警察署、八幡浜警察署又は宇和島警察署)を經由することができる。ただし、法第89条第1項に規定する免許の申請(法第97条の2第1項又は第3項の規定により法第97条第1項第2号及び第3号に規定する運転免許試験が免除されるものに限る。)及び<u>質問票の提出</u>、法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請、法第101条第1項に規定する免許証の更新申請書及び<u>質問票の提出</u>、法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請<u>及び質問票の提出</u>、法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請、同条第5項に規定する運転経歴証明書の交付申請、法第107条第1項に規定する免許証の返納、施行規則第18条の5に規定する限定解除審査の申請、<u>施行規則第29条の2の3及び第37条の2に規定する報告書の提出</u>、施行規則第30条の12第1項に規定する運転経歴証明書の記載事項の変更の届出、施行規則第30条の13第1項に規定する運転経歴証明書の再交付の申請<u>並びに</u>施行規則第30条の14に規定する運転経歴証明書の返納にあっては、喜多郡内子町に住所地を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所地を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所地を有する者は宇和島警察署鬼北交番を經由することができる。</p> <p>(1) 法第89条第1項に規定する運転免許の申請<u>及び質問票の提出</u>(松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。)</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 法第101条第1項に規定する免許証の更新の申請<u>及び質問票の提出</u>(松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。)</p> <p>(4) 法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請<u>及び質問票の提出</u>(松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。)</p> <p>(5) 法第101条の2の2第1項に規定する公安委員会を經由して行う免許証の更新の申請<u>及び質問票の提出</u></p> <p>(6)~(8) 省略</p> <p>(9) 令第13条第1項に規定する同項第1号の3から<u>第12号</u>までの緊急自動車の指定申請</p> <p>(10)~(17) 省略</p> <p>2~4 省略</p> <p>(緊急自動車等の指定等)</p> <p>第7条 令第13条第1項第1号の3から<u>第12号</u>までに掲げる緊急自動車又は令第14条の2第2号に掲げる道路維持作業用自動車の指</p>	<p>(公安委員会にする申請等)</p> <p>第1条 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)及びこの規則の規定により愛媛県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に申請、届出その他の手続をしようとする者は、次に掲げるもの及び別に定めがあるものを除き、その者の住所地を管轄する警察署(法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請については、その者の住所地を管轄する警察署(松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署及び伊予警察署(以下「松山東警察署等」という。)を除く。)、新居浜警察署、今治警察署、八幡浜警察署又は宇和島警察署)を經由することができる。ただし、法第89条第1項に規定する免許の申請(法第97条の2第1項又は第3項の規定により法第97条第1項第2号及び第3号に規定する運転免許試験が免除されるものに限る。)_____、法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請、法第101条第1項に規定する免許証の更新申請書_____の提出、法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請_____、法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請、同条第5項に規定する運転経歴証明書の交付申請、法第107条第1項に規定する免許証の返納、施行規則第18条の5に規定する限定解除審査の申請_____、施行規則第30条の12第1項に規定する運転経歴証明書の記載事項の変更の届出、施行規則第30条の13第1項に規定する運転経歴証明書の再交付の申請<u>及び</u> 施行規則第30条の14に規定する運転経歴証明書の返納にあっては、喜多郡内子町に住所地を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所地を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所地を有する者は宇和島警察署鬼北交番を經由することができる。</p> <p>(1) 法第89条第1項に規定する運転免許の申請_____ (松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。)</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 法第101条第1項に規定する免許証の更新の申請_____ (松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。)</p> <p>(4) 法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請_____ (松山東警察署等の管轄区域に住所地を有する者に限る。)</p> <p>(5) 法第101条の2の2第1項に規定する公安委員会を經由して行う免許証の更新の申請</p> <p>(6)~(8) 省略</p> <p>(9) 令第13条第1項に規定する同項第1号の3から<u>第11号</u>までの緊急自動車の指定申請</p> <p>(10)~(17) 省略</p> <p>2~4 省略</p> <p>(緊急自動車等の指定等)</p> <p>第7条 令第13条第1項第1号の3から<u>第11号</u>までに掲げる緊急自動車又は令第14条の2第2号に掲げる道路維持作業用自動車の指</p>

定を受けようとする者は、別記様式第6号の申請書を公安委員会に提出しなければならない。

2～5 省略

6 指定を受けた者は、当該自動車を令第13条第1項第1号の3から第12号まで若しくは令第14条の2第2号に規定する用務に使用しなくなつたとき、又は指定証の再交付を受けた後において、亡失した指定証を発見し、若しくは回復したときは、当該指定証を速やかに返納しなければならない。

定を受けようとする者は、別記様式第6号の申請書を公安委員会に提出しなければならない。

2～5 省略

6 指定を受けた者は、当該自動車を令第13条第1項第1号の3から第11号まで若しくは令第14条の2第2号に規定する用務に使用しなくなつたとき、又は指定証の再交付を受けた後において、亡失した指定証を発見し、若しくは回復したときは、当該指定証を速やかに返納しなければならない。

(取消処分者講習の実施に関する規則の一部改正)

第2条 取消処分者講習の実施に関する規則(平成15年愛媛県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																				
<p>(取消処分者講習の対象者)</p> <p>第2条 取消処分者講習は、法第108条の2第1項第2号の取消処分者等又は準取消処分者等(以下「取消処分者等又は準取消処分者等」という。) _____ を対象とする。ただし、その対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、飲酒運転に起因する取消処分者等又は準取消処分者等を対象とする講習(以下「飲酒取消講習」という。)の対象とする。</p> <p>(1) 法第96条の3第1項の免許の拒否、免許の取消し又は運転の禁止の処分に係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第4条までの罪でアルコールの影響によるもの(以下「飲酒運転」という。)の法令違反が含まれている者</p> <p>(2) 省略</p> <p>(取消処分者講習終了証明書の交付)</p> <p>第7条 公安委員会及び指定講習機関は、取消処分者講習を終了した者に対し、取消処分者講習終了証明書(様式第4号)を交付しなければならない。</p> <p>(取消処分者講習終了証明書の再交付)</p> <p>第8条 取消処分者講習終了証明書の交付を受けた者は、当該取消処分者講習終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、公安委員会又は取消処分者講習終了証明書の交付を受けた指定講習機関に、取消処分者講習終了証明書再交付申出書(様式第5号)を提出して取消処分者講習終了証明書の再交付の申出を行うことができる。</p> <p>2 省略</p> <p>様式第1号(第3条、第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">取 消 処 分 者 講 習 予 約 申 込 書</p> <p style="text-align: center;">所 属</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">申込年月日</th> <th rowspan="2">年 月 日</th> <th rowspan="2">取消処分書 の有無等</th> <th colspan="2">有 無</th> <th rowspan="2">確認者</th> </tr> <tr> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">申 込 者</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>処分期間</td> <td>年 月 日～</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>失効年月日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>処分後又は失効後の違反</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	申込年月日	年 月 日	取消処分書 の有無等	有 無		確認者	有	無	申 込 者	省略					処分期間	年 月 日～	年 月 日			失効年月日	年 月 日				省略					処分後又は失効後の違反	省略				<p>(取消処分者講習の対象者)</p> <p>第2条 取消処分者講習は、法第108条の2第1項第2号の<u>免許の拒否、免許の取消し又は運転の禁止の処分</u>(以下「<u>免許の取消処分</u>」という。)を受けた者を対象とする。ただし、その対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、<u>飲酒運転を理由として免許の取消処分を受けた者</u> _____ を対象とする講習(以下「飲酒取消講習」という。)の対象とする。</p> <p>(1) <u>免許の取消処分</u> _____ に係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は危険運転致死傷罪 _____ でアルコールの影響によるもの(以下「飲酒運転」という。)の法令違反が含まれている者</p> <p>(2) 省略</p> <p>(取消処分者講習終了証書の交付)</p> <p>第7条 公安委員会及び指定講習機関は、取消処分者講習を終了した者に対し、<u>取消処分者講習終了証書</u>(様式第4号)を交付しなければならない。</p> <p>(取消処分者講習終了証書の再交付)</p> <p>第8条 <u>取消処分者講習終了証書</u>の交付を受けた者は、当該取消処分者講習終了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、公安委員会又は取消処分者講習終了証書の交付を受けた指定講習機関に、<u>取消処分者講習終了証書再交付申出書</u>(様式第5号)を提出して<u>取消処分者講習終了証書</u>の再交付の申出を行うことができる。</p> <p>2 省略</p> <p>様式第1号(第3条、第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">取 消 処 分 者 講 習 予 約 申 込 書</p> <p style="text-align: center;">所 属</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">申込年月日</th> <th rowspan="2">年 月 日</th> <th rowspan="2">取消処分書</th> <th colspan="2">有 無</th> <th rowspan="2">確認者</th> </tr> <tr> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">申 込 者</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>処分期間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>処分後</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>の違反</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	申込年月日	年 月 日	取消処分書	有 無		確認者	有	無	申 込 者	省略					処分期間					省略					処分後	省略				の違反				
申込年月日				年 月 日	取消処分書 の有無等		有 無			確認者																																																											
	有	無																																																																			
申 込 者	省略																																																																				
	処分期間	年 月 日～	年 月 日																																																																		
	失効年月日	年 月 日																																																																			
	省略																																																																				
	処分後又は失効後の違反	省略																																																																			
申込年月日	年 月 日	取消処分書	有 無		確認者																																																																
			有	無																																																																	
申 込 者	省略																																																																				
	処分期間																																																																				
	省略																																																																				
	処分後	省略																																																																			
	の違反																																																																				

省略	
----	--

注 省略

様式第3号(第6条関係)

様式第3号(その1) 公安委員会提出用

省略	
省略	
取消前又は失効前に取得していた免許の種類	
省略	
省略	

注 省略

様式第3号(その2) 指定講習機関提出用

省略	
省略	
取消前又は失効前に取得していた免許の種類	
省略	

注 省略

様式第4号(第7条、第8条関係)

第 号	写 真
	押出し スタンプ
取消処分者講習終了証明書	
	住 所
	氏 名
	生年月日
上記の者は、 年 月 日 道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる 取消処分者講習を終了した者であることを証明する。	
	年 月 日
	実施機関 <input type="checkbox"/>

注 省略

様式第5号(第8条関係)

取消処分者講習終了証明書再交付申出書	
	年 月 日
殿	
省略	

注 省略

省略	
----	--

注 省略

様式第3号(第6条関係)

様式第3号(その1) 公安委員会提出用

省略	
省略	
取消前 _____ に取得していた免許の種類	
省略	
省略	

注 省略

様式第3号(その2) 指定講習機関提出用

省略	
省略	
取消前 _____ に取得していた免許の種類	
省略	

注 省略

様式第4号(第7条、第8条関係)

第 号	写 真
	押出し スタンプ
取消処分者講習終了証書	
	本 籍
	住 所
	氏 名
	生年月日
あなたは、 年 月 日 道路交通法第108条の2第1項第2号の規定に基づく取消処分者講習を終了した _____ ことを証します。	
	年 月 日
	実施機関 <input type="checkbox"/>

注 省略

様式第5号(第8条関係)

取消処分者講習終了証書再交付申出書	
	年 月 日
殿	
省略	

注 省略

(愛媛県公安委員会公印規程の一部改正)

第3条 愛媛県公安委員会公印規程(昭和36年愛媛県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)							
1 愛媛県公安委員会印						1 愛媛県公安委員会印							
項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途	項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途
			縦	横						縦	横		
1~4 省略													
5		かい書	4.5	4.5	運転免許課長 警察署長 (松山東警察署長、松山西警察署長、松山南警察署長及び伊予警察署長を除く。)	1 省略	5		かい書	4.5	4.5	運転免許課長 新居浜警察署長 今治警察署長 八幡浜警察署長 宇和島警察署長	1 省略
6~8 省略													
9		かい書	18	28	生活安全企画課長 交通指導課長 運転免許課長 警察署長	1~11 省略 12 取消処分者講習終了証明書作成プレス用 13 省略	9		かい書	18	28	生活安全企画課長 交通指導課長 運転免許課長 警察署長	1~11 省略 12 取消処分者講習終了証明書作成プレス用 13 省略
10・11 省略													
注 省略 2 省略						注 省略 2 省略							

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第2号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 5 月30日

愛媛県公安委員会委員長 山 本 泰 正

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表1（第2条関係） 本部長の専決事項		別表1（第2条関係） 本部長の専決事項	
法令	専決事項	法令	専決事項
省略		省略	
道路交通法 （昭和35年 法律第105 号）	1～8 省略 9 第75条第5項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）及び第104条の2第2項（第104条の2の3第7項及び第107条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日等の通知及び公示 10～12 省略 13 第104条の2の3第1項の規定による免許の効力の停止及びその解除 14 第104条の2の3第2項の規定による弁明の機会 の付与 15 第104条の2の3第3項の規定による臨時適性検査を受けない者に係る免許の効力の停止 16 省略 17 省略 18 省略 19 省略 20 省略 21 省略 22 省略 23 省略 24 省略 25 省略 26 省略 27 省略 28 省略 29 省略 30 省略 31 省略	道路交通法 （昭和35年 法律第105 号）	1～8 省略 9 第75条第5項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）及び第104条の2第2項（第104条の2の3第5項及び第107条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日等の通知及び公示 10～12 省略 13 第104条の2の3第1項の規定による臨時適性検査を受けない者に係る免許の効力の停止 14 省略 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略 19 省略 20 省略 21 省略 22 省略 23 省略 24 省略 25 省略 26 省略 27 省略 28 省略 29 省略
省略		省略	
別表2（第3条関係） 部課長の専決事項		別表2（第3条関係） 部課長の専決事項	
1 省略		1 省略	
2 課長専決事項		2 課長専決事項	
(1)～(9) 省略		(1)～(9) 省略	
(10) 運転免許課長		(10) 運転免許課長	
法令	専決事項	法令	専決事項
道路交通法	1 第89条第1項の規定による 運転免許申請書及び 質問票の受理並びに運転免許試験の実施 2 第89条第2項の規定による質問票の交付	道路交通法	1 第89条第1項の規定による 運転免許申請書の受 理及び 運転免許試験の実施

3 第89条第3項の規定による検査の実施及び検査合格証明書の交付

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

11 省略

12 省略

13 省略

14 省略

15 省略

16 省略

17 省略

18 省略

19 省略

20 省略

21 省略

22 省略

23 省略

24 省略

25 省略

26 省略

27 省略

28 省略

29 省略

30 第101条第1項の規定による運転免許証更新申請書及び質問票の受理

31 省略

32 第101条第4項の規定による質問票の交付

33 第101条第5項の規定による適性検査の実施

34 第101条第6項及び第101条の2第4項の規定による運転免許証の更新

35 第101条の2第1項の規定による更新期間前における運転免許証更新申請及び質問票の受理

36 第101条の2第2項の規定による質問票の交付

37 第101条の2第3項の規定による適性検査の実施

38 省略

39 省略

40 省略

41 省略

42 省略

43 省略

44 省略

45 第101条の5の規定による免許を受けた者に対する報告要求

46 第101条の6第1項の規定による医師からの届出の受理

47 第101条の6第2項の規定による医師からの確認に対する回答

2 第89条第2項の規定による検査の実施及び検査合格証明書の交付

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

11 省略

12 省略

13 省略

14 省略

15 省略

16 省略

17 省略

18 省略

19 省略

20 省略

21 省略

22 省略

23 省略

24 省略

25 省略

26 省略

27 省略

28 省略

29 第101条第1項の規定による運転免許証更新申請書_____の受理

30 省略

31 第101条第4項の規定による適性検査の実施

32 第101条第5項及び第101条の2第3項の規定による運転免許証の更新

33 第101条の2第1項の規定による更新期間前における運転免許証更新申請_____の受理

34 第101条の2第2項の規定による適性検査の実施

35 省略

36 省略

37 省略

38 省略

39 省略

40 省略

41 省略

	<p>48 第101条の6第4項の規定による届出内容の他の公安委員会への通知</p> <p>49 省略</p> <p>50 省略</p> <p>51 省略</p> <p>52 省略</p> <p>53 省略</p> <p>54 省略</p> <p>55 省略</p> <p>56 省略</p> <p>57 省略</p> <p>58 省略</p> <p>59 省略</p> <p>60 第104条の2の3第5項において準用する第103条第3項の規定による他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び処分移送通知書の受理</p> <p>61 第104条の2の3第5項において準用する第103条第9項の規定による他の公安委員会への処分の通知及び処分の通知の受理</p> <p>62 第104条の2の3第8項の規定による処分移送通知書の送付及び受理</p> <p>63 省略</p> <p>64 省略</p> <p>65 省略</p> <p>66 省略</p> <p>67 省略</p> <p>68 省略</p> <p>69 省略</p> <p>70 省略</p> <p>71 省略</p> <p>72 省略</p> <p>73 省略</p> <p>74 省略</p> <p>75 第107条の3の2の規定による国際運転免許証等を所持する者に対する報告要求</p> <p>76 省略</p> <p>77 省略</p> <p>78 省略</p> <p>79 省略</p> <p>80 省略</p> <p>81 省略</p> <p>82 省略</p> <p>83 省略</p> <p>84 省略</p> <p>85 省略</p> <p>86 省略</p> <p>87 省略</p> <p>88 省略</p> <p>89 省略</p>		<p>42 省略</p> <p>43 省略</p> <p>44 省略</p> <p>45 省略</p> <p>46 省略</p> <p>47 省略</p> <p>48 省略</p> <p>49 省略</p> <p>50 省略</p> <p>51 省略</p> <p>52 省略</p> <p>53 第104条の2の3第3項において準用する第103条第3項の規定による他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び処分移送通知書の受理</p> <p>54 第104条の2の3第3項において準用する第103条第9項の規定による他の公安委員会への処分の通知及び処分の通知の受理</p> <p>55 第104条の2の3第6項の規定による処分移送通知書の送付及び受理</p> <p>56 省略</p> <p>57 省略</p> <p>58 省略</p> <p>59 省略</p> <p>60 省略</p> <p>61 省略</p> <p>62 省略</p> <p>63 省略</p> <p>64 省略</p> <p>65 省略</p> <p>66 省略</p> <p>67 省略</p> <p>68 省略</p> <p>69 省略</p> <p>70 省略</p> <p>71 省略</p> <p>72 省略</p> <p>73 省略</p> <p>74 省略</p> <p>75 省略</p> <p>76 省略</p> <p>77 省略</p> <p>78 省略</p> <p>79 省略</p> <p>80 省略</p> <p>81 省略</p>
省略		省略	
道路交通法施行規則	<p>1 第18条の2の3第2項の規定による技能検査申請書の受理</p> <p>2～23 省略</p>	道路交通法施行規則	<p>1 第18条の2の2第2項の規定による技能検査申請書の受理</p> <p>2～23 省略</p>

省略	
取消処分者講習の実施に関する規則（平成15年愛媛県公安委員会規則第9号）	1～3 省略 4 第7条の規定による取消処分者講習終了証明書 5 第8条の規定による取消処分者講習終了証明書再交付申出書の受理
省略	

(1) 省略

別表3（第4条関係）

警察署長の専決事項

法令	専決事項
省略	
道路交通法	1～6 省略 7 第89条第1項の規定による運転免許申請書及び質問票の受理並びに原付免許及び小型特殊免許試験の実施 8 第89条第2項の規定による質問票の交付 9 省略 10 省略 11 省略 12 省略 13 省略 14 省略 15 第101条第1項の規定による運転免許証更新申請書及び質問票の受理 16 第101条第4項の規定による質問票の交付 17 第101条第5項の規定による適性検査の実施 18 第101条第6項及び第101条の2第4項の規定による運転免許証の更新 19 第101条の2第1項及び第3項の規定による更新期間前における運転免許証更新申請及び質問票の受理並びに適性検査の実施 20 第101条の2第2項の規定による質問票の交付 21 省略 22 第101条の5の規定による免許を受けた者に対する報告要求 23 第101条の6第1項の規定による医師からの届出の受理 24 第101条の6第2項の規定による医師からの確認に対する回答 25 省略 26 省略 27 省略 28 省略 29 省略 30 省略 31 省略 32 省略 33 省略 34 第107条の3の2の規定による国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収

省略	
取消処分者講習の実施に関する規則（平成15年愛媛県公安委員会規則第9号）	1～3 省略 4 第7条の規定による取消処分者講習終了証書 5 第8条の規定による取消処分者講習終了証書再交付申出書の受理
省略	

(1) 省略

別表3（第4条関係）

警察署長の専決事項

法令	専決事項
省略	
道路交通法	1～6 省略 7 第89条第1項の規定による運転免許申請書____ ____の受理並びに原付免許及び小型特殊免許試験の実施 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略 12 省略 13 省略 14 第101条第1項の規定による運転免許証更新申請書____ ____の受理 15 第101条第4項の規定による適性検査の実施 16 第101条第5項及び第101条の2第3項の規定による運転免許証の更新 17 第101条の2第1項及び第2項の規定による更新期間前における運転免許証更新申請の受理及び____ ____適性検査の実施 18 省略 19 省略 20 省略 21 省略 22 省略 23 省略 24 省略 25 省略 26 省略 27 省略

35 省略	28 省略
36 省略	29 省略
37 省略	30 省略
38 省略	31 省略
39 省略	32 省略
40 省略	33 省略
41 省略	34 省略
省略	省略

附 則

この訓令は、平成26年 6月 1日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第 7 号

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成26年 5月30日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員就業規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤務時間）</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p><u>6 所属長は、勤務日に割り振られた勤務時間外に勤務することを命ずる必要がある職員について、職員の業務の状況等を考慮して当該職員の勤務時間の割振りを変更することが当該職員の健康の保持及び公務の能率の向上に資すると認める場合には、別に定めるところにより、当該勤務日の勤務時間の割振りを変更することができる。</u></p> <p>（正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第 5 条の 2 所属長は、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間（第 4 条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）<u>外</u>の勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>（休憩時間）</p> <p>第 8 条 休憩時間は、午後零時から午後 1 時までとする。<u>ただし、第 4 条第 2 項ただし書に規定する職員及び同条第 6 項の規定により勤務時間の割振りを変更された職員の休憩時間については、別に定めるところによる。</u></p> <p>（休日）</p> <p>第 11 条 省略</p> <p>2 職員は、前項に規定する休日（以下「休日」という。）には、正規の勤務時間 _____ _____においても勤務することを要しない。</p>	<p>（勤務時間）</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>（正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第 5 条の 2 所属長は、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間 _____ _____外の勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>（休憩時間）</p> <p>第 8 条 休憩時間は、午後零時から午後 1 時までとする。</p> <p>（休日）</p> <p>第 11 条 省略</p> <p>2 職員は、前項に規定する休日（以下「休日」という。）には、正規の勤務時間（第 4 条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）<u>外</u>においても勤務することを要しない。</p>

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

雑 報

○公 告

事後調査報告書について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第36条の規定により、次の対象事業について事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 5月30日

オオノ開発株式会社

代表取締役 大野 照旺

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 事業者の名称 オオノ開発株式会社
 - (2) 代表者の氏名 代表取締役 大野 照旺
 - (3) 主たる事務所の所在地 松山市北梅本町甲184番地
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 オオノ開発株式会社東温処分場廃棄物焼却施設整備事業
 - (2) 種類 産業廃棄物焼却施設の設置の事業
ごみ焼却施設の設置の事業
 - (3) 規模 1日当たりの処理能力 120トン 2基
- 3 対象事業の実施区域
愛媛県東温市河之内北引岩乙825 - 3外
(オオノ開発株式会社 東温処分場内)
- 4 関係地域の範囲
愛媛県西条市及び東温市
- 5 環境影響評価事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所 愛媛県庁、西条市役所、西条市役所丹原総合支所、東温市役所、オオノ開発株式会社 本社事務所
 - (2) 縦覧期間 平成26年 5月30日から平成26年 6月30日まで（土、日、祝祭日を除く。）
 - (3) 縦覧時間 9時から17時まで